

# 質 問 書

2019年 3月 14日

株式会社元気堂本舗 御中

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

TEL:086-230-1316

FAX:086-230-6880

HP: <http://okayama-con.net/>

## 1 はじめに

当法人は消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、消費者契約法（平成12年法律第61号）第13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。当法人の活動の一環として、消費者契約の約款や広告表示等の内容を検討し、その適正化のための提言を行っています（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

このたび、貴社が販売している「駿楽」という商品（以下、「商品」といいます。）に関し、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景表法」といいます。）に違反する表示が行われていると疑われる情報提供がございましたので、この点を明確にするために質問を行います。

つきましては、ご多忙中恐縮ではございますが、本書到達後1か月以内に、文書にてご回答いただければ幸甚です。なお、回答の有無及び回答内容は原則として当法人のウェブサイト等において公表する可能性があることを予め申し添えます。

## 2 情報提供内容について

### (1) 新聞広告について

商品に関する新聞広告において、次の通りの記載がありました。

「右ひざに違和感歩こうにも足が・・・」「日高・・・さん（74歳）」

「右ひざのつらさは悪化の一途をたどっていく。」

「日高さんのひざ、そして歩行に変化をもたらしたサプリメントには“非変性Ⅱ型コラーゲン”と呼ばれる軟骨成分が配合されている。非変性Ⅱ型コラーゲンは、膝関節の違和感に対する有用性が極めて高い。そのメカニズムは米国ハーバード大学によって解明され、世界的権威を誇る科学雑誌『サイエンス』でも取り上げられた。膝関節の機能をサポートする機能があるのだ。摂取すると、関節に柔軟性が戻り、ひざを無理なく曲げ伸ばしできる範囲が広がっていく。それは事実、研究試験においても証明されていた。日高さんのようにスムーズな歩行を取り戻すことも可能だ。」

「非変性Ⅱ型コラーゲンこそが、膝関節の違和感に苦しむ人々を照らす希望の光な

のかもしれない。」

「ひざのつらさが消え、戻った夫婦の笑顔」「妻の千鶴子さん（73歳）」

「もう十年くらい前かな、女房のひざが悪くなり始めたのは……。皆で集まったときに正座ができず、徐々に普段の足取りも頼りなくなってきました。」

「杖がないと不安だったのに」「染野・・・さん（80歳）」

「年齢が年齢なので、若い頃のように歩けないだろうと覚悟していました。」

「膝関節の違和感にお困りの方へ」

「関節に作用する驚異のメカニズム」

「年齢は関係ない！？膝関節の曲げ伸ばしが自由自在！」

「サプリメント先進国の米国で5件の特許を取得！」

「いつでも中止・変更ができる」→1日一粒で一箱30粒

また、前記新聞広告には、非変性Ⅱ型コラーゲン継続摂取による膝の可動域の変化（出典元：Int Soc Sports Nutr, 10:48, 1-12 (2013)）のグラフも表示されていました。

## (2) 出典元の論文について

当法人において、前期出典元の論文を検討したところ、以下のような検討結果となりました。

まず、同論文の研究目的は、膝関節に問題を抱えていない健康な者における激しい運動による関節機能と関節痛の緩和における非変性Ⅱ型コラーゲンの有効性を評価することにありました（同論文 Background 参照）。

そして、検証方法として、関節炎疾患や安静時の関節痛の既往歴がなく、身体活動に伴う関節の不快感を経験した健常人を対象に実施された（同論文 Methods 参照）。具体的には、以下のとおりであり、体格のよい再生能力の高い年齢層が対象とされました。

人数 27 人      (プラセボ 28 人)

年齢 46.1 歳±1.5 (プラセボ 46.6±1.8)

体重 75.5 kg±2.9 (プラセボ 75.5±3.1)

BMI(kg/m<sup>2</sup>) 26.8±0.8 (プラセボ 27.1±0.7)

そして、同論文は、「40ミリグラムの非変性Ⅱ型コラーゲンを毎日摂取（90日間～120日間）した場合、健康な被験者における膝関節の伸展の改善をもたらす（プラセボと比較して膝の可動域が6度から7度改善されました。）、痛みのない激しい運動の期間を延長し、時折そのような活動から生じる関節痛を軽減する可能性を示した」（同論文 Conclusions 参照）と結論づけました。

## 3 景表法上の問題点について

### (1) 優良誤認表示規制について

景表法は、5条1号において、事業者が、自己の供給する商品の取引について、商品の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく

優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害する恐れがあると認められる表示（以下、「優良誤認表示」といいます。）をしてはならないと規定しています。

そして、消費者庁は、「実際のものよりも著しく優良であると示す表示」とは、一般消費者に対して、社会一般に許容される誇張の程度を越えて、商品・サービスの内容が、実際のもの等よりも著しく優良であると示す表示であるとの解釈を公表しています（不当景品類及び不当表示防止法第7条2項の運用指針―不実証広告規制に関する指針―）。

#### (2) 上記新聞広告の景表法上の問題点について

一般消費者が前記2(1)の新聞広告を見た場合、通常、膝関節に問題を抱えている者が非変性Ⅱ型コラーゲンを摂取した場合に改善効果があるものと認識すると考えられます。

しかしながら、前記のとおり、前期出典元の論文においては、膝関節に問題を抱えている者を対象とした研究ではありません。

そうすると、そのような論文を貴社の広告表示の根拠として引用することは、貴社の商品の内容が、実際のもの等よりも著しく優良であると示す表示であることになる可能性がございます。

#### 4 質問について

景表法は、7条2項において、内閣総理大臣は、差止め等の前提として、事業者がした表示が第5条1号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができるとし、当該事業者が当該資料を提出しないときは、措置命令の適用について、優良誤認表示に該当する表示とみなすとしています。

そして、消費者庁は、「合理的な根拠」として認められるためには、①提出資料が客観的に実証された内容のものであること、②表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること、という2つの要件を満たす必要があるとしています（前記指針）。

なお、事業者は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料をあらかじめ有した上で表示を行うべきであり、かかる資料を有しないまま表示をして販売を行ってはならないこととされています（東京高判平成22年11月16日・公正取引委員会審決等データベースシステム）。

以上を踏まえ、貴社の広告が優良誤認表示に該当するか否か、当法人において検討を行わせていただくため、以下の質問をさせていただきます。

① 貴社は、前期出典元の論文を、前記新聞広告の表示の根拠として使用しているのか

否か。

- ② 根拠として使用している場合は、論文中の根拠とした部分及び、これを根拠として表示している広告の部分、並びに、なぜ貴社が根拠として利用できると思ったかについて、その理由(なお、論文中の根拠とした部分をお示しいただく場合、貴社がどのように論文を和訳したかを確認する必要がありますので、貴社による和訳文もご添付ください)。
- ③ 前記出典元の論文を根拠としてない場合は、広告表示の根拠とした資料が論文とは別にあるか否か、ある場合はその資料をご送付ください。
- ④ 貴社は『サイエンス』でも取り上げられたと広告に表示していますが、当該サイエンスに掲載された記事をご送付いただくとともに、記事が掲載されたサイエンスの号数をご教示ください。
- ⑤ 広告において取得したとされている米国の5つの特許の特許番号をご教示ください。

ご多忙中のところ大変恐縮ではございますが、以上、よろしくお願いいたします。

以上